会 議 録

会議の名称	行田市立地適正化計画 第4回策定委員会
開催日時	令和5年9月11日(月)
	開会:14時00分 ・ 閉会:15時30分
開催場所	行田市産業文化会館2階 第2会議室
出席者(委員)	田尻委員長、細井委員、長岡委員、根岸委員、長谷川委員、
氏名	大島委員、酒井委員、高柳委員、樽見委員
欠席者(委員)	M 1. 4. 4
氏名	鈴木委員
	【都市計画課】
事 務 局	高橋部長、寺田課長、吉田副参事、井上主幹、芹澤主査、
	栗田主任、増田主事
会 議 内 容	行田市立地適正化計画策定に向けた防災指針、誘導施策につい
	T
	(資料名・概要等)
会 議 資 料	資料1 防災指針について
	資料2 誘導施策について
スの地と東東西	应 啦 之 4 5
その他必要事項	傍聴者 4 名

発 言 者	会議の経過(議題・発言内容・結論等)
	1 開会
事務局	• 資料確認
	2 あいさつ
田尻委員長	・田尻委員長よりあいさつ
	3 議事
事務局	・議事に入る前に、立地適正化計画策定の進捗状況と令和5
	年5月13日(土)に開催したオープンハウスの開催結果
	を報告した。
	(1) 防災指針について
事務局	・事務局より資料に沿って説明
	• 質疑
長岡委員	資料1(3)取組施策の概要の方針2都市空間の構造強
	化に「防災性向上に係る地区計画制度の検討」とあるが、
	それと同時に、市街地再開発等の事業を使って拠点化を推
	進するような考えはあるのか。
-la =/. ==	
事務局	地区計画の検討については、家屋倒壊等氾濫想定区域等
	に指定されている箇所で、災害に強い建物が建つように誘
	導していきたいと考えている。
	まずは、防災性の高い市街地形成を目指し、地区計画等
	を検討していく旨を記載している。
	市街地再開発等の推進について記載していないが、立地
	適正化計画の計画期間は20年であるため、事業を追加して

いくことも考えられる。

酒井委員

災害ハザードは、堤防が決壊した場合を想定した結果であると思うが、避難所の位置が浸水深0.5m以上となり床上浸水の想定される場所もあるが問題ないのか。

事務局

千年に1度クラスの豪雨があった際に、床上浸水の可能性があることを想定している。洪水時の指定避難所は2階建て以上の建物であり、2階への垂直避難が可能である。また、マイタイムラインにより、市民の皆様の防災意識の向上を促進していく。

高柳委員

避難所が整備されていても、想定される避難者数は各避 難所で違うと思うが、今ある避難所で対応可能なのか。

事務局

地域防災計画との整合性を図り検討している。

長岡委員

自主防災組織において、どこの避難所に避難するのかを 決めている。しかし、令和元年東日本台風の豪雨におい て、避難してくる方には近隣市の方もいた。

事務局

自主防災組織は、市と市民の皆様の共助という考えの中でありがたいことである。近隣市の方が避難してくる点については、危機管理課と情報を共有する。

長谷川委員

方針3の「避難行動支援の取組についての周知・支援」 について、「避難行動要支援者名簿作成に当たり、名簿掲 載及び名簿情報の事前提供について、対象者の意向を個別 に確認します。」とあるが、個別支援計画を作成して進め ていくことを包含しているのか。

事務局

そのとおりである。

(2) 誘導施策について

事務局

- ・事務局より資料に沿って説明
- 質疑

長岡委員

公共交通ネットワークに係る施策に「次世代公共交通システム利用者への支援」とあるが、芳賀・宇都宮LRT等を想定しているのか。

事務局

LRTの導入検討を進めるということではなく、幅広く新たな公共交通について検討していくということである。

根岸委員

どの施策も実行できれば素晴らしいが、実際にどのよう に進めていくのか。実行主体はどこなのか。

事務局

事業主体については、各課と連携しながら進めていく。 また、施策や地域の民間事業者と連携して進めていくも のもある。

絵にかいた餅にならないように、国庫補助事業が活用できるものは活用していくように検討を進め、施策を推進していきたい。

根岸委員

高齢者や障がい者についてはどのように考えているの か。

事務局

高齢者福祉施設や障がい者福祉施設を都市機能誘導区域 内に誘導することで、高齢者や障がい者にとっても生活し やすい利便性の高いまちづくりを進めていきたい。

樽見委員

立地適正化計画が市街化区域中心の計画であると認識しているが、その中で、市街化調整区域について、振興策等はあるのか。

事務局

市街化調整区域の方針については、行田市都市計画マスタープランなどで復興策等をお示している。

大島委員

空き家が地域のネガティブな要素になっている状況で、 管理できていない空き家についてどのように考えているの か。

事務局

管理されている空き家については、空き家バンク等により市場に流通させ利活用を図ることとしている。管理されていない空き家については、基本的に所有者が責任を持って管理していくこととなっている。

近年、法改正があり、管理不全空家については、市が注意、勧告できるようになった。加えて、固定資産税の減税措置がなくなるような方針となっている。空き家解消に向けて、中々決定打がないところだが、国や県と連携して施策を検討・実行しているところである。

4 その他

事務局

- ・次回の策定委員会は10月23日(月)を予定している。
- ・目標値の設定や施策の評価方法を検討している。

5 閉会